

北上市下水道事業管理規程第1号

北上市下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

北上市長 八重樫 浩文

北上市下水道事業会計規程の一部を改正する規程

北上市下水道事業会計規程（平成26年北上市下水道事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（金融機関の出納事務取扱い）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 管理者は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）<u>第22条の5第1項</u>に基づく定期検査を7月に行うものとする。この場合、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関等」という。）に対し、あらかじめその期日及び検査事項を通知するものとする。</p>	<p>（金融機関の出納事務取扱い）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 管理者は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）<u>第22条の4第1項</u>に基づく定期検査を7月に行うものとする。この場合、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関等」という。）に対し、あらかじめその期日及び検査事項を通知するものとする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。